

総統企第 1 4 4 号
平成 13 年 6 月 8 日

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 片山 虎之助

諮問第 275 号
個人企業経済調査の改正について

標記について、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

総務省は、個人企業経済調査（指定統計第 57 号を作成するための調査）について、個人企業における系列化の進展や事業主の高齢化等を踏まえ、個人企業の景気動向や構造的変化をよりの確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図る観点から、別途統計報告の徴集として実施している個人企業営業状況調査を統合し、標本数の拡充、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ、検討する必要がある。